

石川県立田鶴浜高等学校施設実習実施要綱

石川県立田鶴浜高等学校の健康福祉科生徒（以下「実習生」という）の施設実習を別に定める実習施設に委託して行うについて、必要な事項を次のとおり定める。

1 実習の目的

介護の実体験を通して、領域「人間と社会」で学んだ人間の尊厳や、領域「こころとからだのしくみ」で学んだ介護に必要なからだのしくみなどこれまでの学習内容を統合させて、介護とは何かを理解・再確認し、それを実践する基礎的能力を養う。

2 実習の目標

「実習施設・事業等（Ⅰ）における介護実習」

様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、生活支援技術の確認、他職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。

「実習施設・事業等（Ⅱ）における介護実習」

- 1 介護を実践するための基本的な介護技術を実践し、利用者の状況に応じた生活支援技術を適切に使う必要があることを理解する。
- 2 個々の利用者の生活背景や生活リズムを理解し、必要な情報を収集し、自立支援の観点から実際の場面での介護過程の展開能力を身に付ける。

3 実習期間、人数及び事業種

実習期間及び実習生の人数の実習計画は、事前に委託者が受託者に示し、受託者の承諾を得るものとする。概ね次の通りである。

実習施設・事業等（Ⅰ）における介護実習

< 1年生 >

- ・ 障害者支援施設・・・2日間（8月）
- ・ 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護・・・2日間（7月、8月）
- ・ 通所介護・通所リハビリテーション事業所又は小規模多機能型居宅介護
6日間（7月）

< 2年生 >

- ・ 特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設
5日間（7月、8月）

< 3年生 >

- ・ 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護・・・2日間（8月）
- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護
1日間（7月、8月）

実習施設・事業等（Ⅱ）における介護実習

< 2年生 >

- ・ 特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

20日間（8月～12月）

< 3年生 >

- ・ 特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

27日間（4月～8月）

4 実習報告

受託者は、実習修了後速やかに委託事業結果報告書並びに別に定める実習証明書及び実習評価表を提出するものとする。

5 委託料

委託料は、実習完了後受託者の請求により支払う。

6 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、委託者と受託者間において「個人情報の取り扱いに関する覚書」を交わし、十分な指導の下、実習を行うものとする。

7 その他

この要綱に疑義の生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議するものとする。